

令和元年 10 月 21 日

- 会議終了後、座長、藤岡淳子委員（大阪大学大学院教授 臨床心理士）による会見を実施

**【座長（教育長）冒頭コメント】**

- 「自校の児童生徒に対するわいせつな行為」に係る懲戒処分の公表範囲について、本年 4 月に運用方針を決定し、児童生徒や保護者など被害者と面識ある者や地域社会の不特定多数の者が、被害者を推知できる情報、被害者が事案を想起することで強いストレスを受けたり、自らを責めたりするなどの心理的影響が生じる可能性がある情報は、非公表とすることとした。
- しかし、わいせつな行為の具体的内容がわからず、再発防止策の有効性が検証できないという意見や、検討委員会からも有効な対策に資する新たな公表の方法を検討したらどうかという意見があり、新たな公表のあり方について 4 回の委員会で議論を重ねてきた。
- 新たな公表は、再発防止に資する内容であること、被害者に配慮することを必須要件とし、直近 10 年間の懲戒処分事案 14 件について、加害者側の要因、学校の対応などの環境要因をそれぞれ整理した上で、藤岡先生の専門的知見をいただき分析を行い、検証報告書として取りまとめた。
- 単にデータをまとめるだけではなく、教職員一人ひとりが類似の状況の際に自己を問えるものとしたいと考えた。専門家の知見をいただき、行為の態様や加害者の心理的要因、環境などの要因を分析し、類型化して整理することにより、発生のメカニズムが明確になったと考えている。
- この検証報告書を教職員一人ひとりが熟読し、自己を振り返るとともに、同僚や校内環境などを見つめ直すことで、再発防止に資すると考える。
- この内容をすべての教職員が十分理解するよう、ワークショップ等による校内研修を確実に行うなど、校長会などでその方法を全校長に説明し、有益に活用したい。
- 今回の報告書では様々な対応策の視点が示されたが、これまで県教委が行ってきた取組の位置づけが明確になり、有効性もあると受け止めており、引き続き取組を進めていきたい。また、4 月に改訂した「わいせつな行為根絶のための特別対策」の取組の検証を行いながら、必要な取組を検討したい。

**【質問 1】**

- Q. 教育長に対して質問。報告書をどう活かすのか。これまでの会合を振り返ってどうお考えか。
- A. この報告書には今までにない分析がなされている。教員がなぜ行為を起こ

してしまったか、ここまで深く分析した事例はない。知る限りでは全国でも初めて。

学校関係者でもわかっていないことがたくさんあり、それが明らかになったことは大きな成果。

教職員一人ひとりがぜひ読んで理解していただき、自分を振り返っていただきたい。

14件の事案について膨大な資料を委員に読み込んでもらい、教育委員会関係者だけではなく、幅広い知見のもとに具体的な事案の検証したことも大きな成果。

#### 【質問2】

Q. 藤岡委員に対して。学校の先生方にどのようなところをポイントで読んでほしいか。

A. 生徒は圧倒的に弱い立場。教員がばらばらで動いていると、いつの間にか関係の中で、自分の立場を忘れがちになる。昨今の教員間同士のいじめ問題のように、自分の力を乱用しがち。

こうした問題がどうして起きるのかを理解していただき、教師としての職務を全うしていただきたい。

#### 【質問3】

Q. 藤岡委員に対して。同様の取組が他県でも必要ではないか。

A. 研究者でも実際の生の事例に触れることが少ないが、今回県教委から事例を詳細に提供していただけたおかげで、犯罪を言い訳する事実に触れることができたのは非常に有意義だった。全国の教育委員会において、事例を積み重ねて対応策を立てることが重要だと考える。

#### 【質問4】

Q. 藤岡委員に対して。関係乱用型といった類型名称は学問的に既存の言葉なのか。

A. 新たな分類である。てなずけ型や救済者願望型は、このような整理がわかりやすいと考えて行った。

#### 【質問5】

Q. 教育長に対して。保護者に対するコメントをいただきたい。

A. 保護者の教師に対する思いは様々。尊敬あるいは不信感など、両極の思いがある。教師が行為に至るプロセスを理解してもらうことで、一方的な思い込みや不信感だけを募らせるということではなく、学校の状況や対応などへの理解を深めていただきたい。また、伝え方の工夫は必要だが、児童・生徒にも共通の理解のもとで学校生活が営まれるようにしたい。

#### 【質問6】

Q. 教育長に対して。以前から加害者に関する情報の公表が少ないという意見があったが、その点は今後どうするのか。

A. 個別事案の公表の扱いは変わらない。

#### 【質問7】

Q. 教育長に対して。他県の検証を参考にしたか。

A. 徳島県の事例は参考資料として提供した。

**【質問 8】**

- Q. 教育長に対して。今後、事案の累積があった場合、改めてこういった検証を行うのか。
- A. 一定の累積を勘案した中で検証や公表の必要性を判断したい。具体的な累積数は申し上げられない。  
被害者に配慮することが教育委員会としては一番大切なこと。被害者に配慮した上で、分析できるかどうかを判断したい。

**【質問 9】**

- Q. 教育長に対して。性教育等で児童・生徒に伝えていくのか。
- A. 大きく言えば人権の問題。どういう形で現場において活用するかは今後検討したい。

**【質問 10】**

- Q. 藤岡委員に対して。逮捕以外の性被害の具体的な悪影響について聞きたい。
- A. 知っている人からの性被害は、知らない人からの被害より裏切られた感情や誰にも言えない負担は大きいと言われている。  
一見同意だと思い込んでいたとしても、あとあと性被害を受けたことにより自己肯定感の低下や対人関係への不信感を抱いたり、さらにフラッシュバック症状を起こしたりといった将来的な悪影響がある。  
そうした被害は、通常の性犯罪と同じかそれ以上と言われている。それが、その後の子育てや家族との関係などにも悪影響を与える。

**【質問 11】**

- Q. 藤岡委員に対して。今回の 14 件についても悪影響が大きいと分析しているか。
- A. 悪影響があると考えている。まだまだ表に出ていない事案もあるのではないかと。